

2008年11月6日

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

AM&T  
ANDERSON MORI & TOMOTSUNE

## Japan Corporate / M&A Newsletter

### 株券電子化後の株式事務

上場会社としては、株券電子化対応の次のステップとして、電子化後の株式事務の運営をどのように行うかをあらかじめ確認し、来年以降の株式事務に支障が生じないようにしておく必要がある。

\*\*\*\*\*

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の会社法務プラクティス・グループ所属の仁科秀隆弁護士 ([hidetaka.nishina@amt-law.com](mailto:hidetaka.nishina@amt-law.com)) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

\*\*\*\*\*

来年1月(予定)に株券電子化に関する法令が施行されると、上場会社の株式がすべて株券ではなく振替株式制度と呼ばれるペーパーレスの制度の下で電子データとして記録されることになる(株券電子化)。これに伴い、株主は有効な株券を所持することがなくなるが、従来の上場会社の株式事務は、株券の存在を前提として名義書換の制度が運営され、その結果として逐次株主名簿に権利関係の移転が反映されることを所与のものとしてきたため、このような事務も変更を免れない。

その中でも大きい変更の1つが、少数株主権行使への対応である。従来は、株券を有する株主の場合には、株主名簿管理人が株主名簿中の当該株券に関する部分を調査すれば、当該株主がいつの時点で名義書換を行ったかが分かるため、会社の側でその情報を用いて少数株主権行使の要件を充たしているか否かをチェックすることができた(一方、従来は保管振替制度上で株券を預託していた株主の場合には、保管振替制度ではいつの時点から株式を有していたかが上場会社に逐次伝えられる制度がなかったことから、少数株主権の行使に当たっては困難が生じると指摘されてきた。)。しかし、株券電子化後は、株主名簿は原則として半年に1回のタイミングで保管振替機構から送られてくる総株主通知によって全面的に書き換えられるのみであり、権利の移転が逐次株主名簿に反映されるわけではないため、株主名簿の記載だけでは少数株主権の行使要件の充足の有無が判断できない。そ

ここで、振替株式制度下では、上場会社の株主が少数株主権行使を希望する場合には、自分の口座を管理している口座管理機関に対して、当該上場会社株式についての自分の口座の記録（これにはいつの時点で株式を取得したかも含まれる。）を、保管振替機構を通じて上場会社に通知する（この通知を個別株主通知という。）よう請求し、その上で上場会社に少数株主権を行使することとされた。したがって、上場会社としては、この個別株主通知を受領しない限り少数株主権行使を拒絶することができるため、こうした少数株主権行使の受付事務フローを構築しておく必要がある。

これ以外にも、従来株主の本人確認に用いられてきた印鑑票が廃止される（ただし、株券のまま一斉移行を迎える株主のために開設される特別口座については、従来の印鑑票が当分の間維持されるものと見込まれている。）ため、株主からの書面による意思表示についてどのような方法でどの程度本人確認を行えば良いかという点も整理しておく必要がある。

以上は既存の株主についての株式事務であるが、株券電子化後に新たに株主となる者との関係でも注意が必要な点がある。例えば、株券電子化後における新株発行は、当該新株を引き受ける者の振替口座に新規記録をすることによって行われることから、引き受ける者の側が募集株式の引受けの申込書や引受契約等において自己の口座を特定する必要がある。上場会社としては新株発行の効力が後になって問題となることがないように、株主名簿管理人の協力を得ながら、申込書のひな型の改訂等を行う必要がある。

このように、上場会社は、株券電子化への準備のみならず株券電子化後の株式事務との関係でも種々の作業が必要となるので、株式事務を委任している株主名簿管理人と密接に連絡を取りつつ、各種事務についての株券電子化対応の要否を早めにチェックしておく必要がある。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇  
〒106-6036 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、  
[ctg-newsletter@amt-law.com](mailto:ctg-newsletter@amt-law.com) まで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2008